

民主主義のアップデートは可能か：その制度設計に関して

長久領 亮 (関西大学)

2025年3月21日, 大阪大学豊中キャンパス
シンポジウム『宗教性について—社会の全体を含めた知という問題をめぐって』

1 初めに

- 問題意識：昨年度のテーマ「市場とデモクラシー」を受けて：
民主主義の危機：トランプ 2.0, 権威主義的国家群の台頭など。
- 危機の原因は、民主主義にあるのではなく、別のところにあり（米国の場合、極端な経済格差, American dream の帰結, 建国以来の宿痾というべきもの, グローバリゼーションと経済構造のファブレス化）。その危機が民主主義の危機として表れている。トランプは危機の原因ではなくて結果。
だから民主主義の問題ではない?といえる。
- しかし（建前としては）構成員全体の合意に基づいて社会は動いている。故に、民主主義を再考することは重要。
- 公共的理性 (Rawls 2005): 一人一人が社会のあり方・行末に思いを寄せ、皆と理性的に討議し、問題解決を図っていく, 市民としての公共へのかかわり方。Arendt H (1958/1998), Aristotle (1925), Sandel (2009) からも似たような主張。
まあ、当たり前のこと。言われなくても分かっているのだが ...)

By contrast, people seem to require more virtues and qualifications for political participation. As occasionally said, they must deliberate on the common good, acquire practical judgment, share in self-government, and care for the community and its fate, as if the people participated in the democratic politics of ancient Greece. (Nagahisa The design of democracy from a market point of view, p114 line 3-6. Realism for Social Sciences 2023 Chapter 6)

古代ギリシャの民主制ねえ ... しかし現代日本では。

- 私の体験談 (その1): 私の住んでいるマンションの住民で「音がうるさい」との苦情がありました。知人なので相談も受けたのですが、本人は直接談判することを希望していました。しかしマンションの決まりではまず管理組合に申し出ることになっています。で、管理組合は何をし

たかというと、チラシを各回の住民に配り、そこには「音がうるさいとの苦情があります。心当たりある方はご配慮願います」と書いているだけ... 何が

they must deliberate on the common good, acquire practical judgment, share in self-government, and care for the community and its fate ですか。もうそんな時代ではない。

- 現代では公共的理性はもはや消滅してしまったのか？ いや、そうではない。次の事例。

私の体験談（その2）：奈良方面から関大へ通勤していた時代の話。近鉄電車で通勤。席を譲るという光景は殆ど見たことがない。皆無関心。私は何回か高齢者に席を譲ろうとしたことはあり。だが断られ、うまくゆかない。しかしである。面白いことに、私がしくじった後、必ずほかの誰か（たいていは中年または若い女性）が手を挙げる。女性に申し出られたら高齢者も断るわけにはいかず、席を座る。

皆心の中では「席を譲った方がいいのでは」と思っているが行動に出ない。しかし状況が変われば（私が失敗）、公共心が働き出す。

- 結論：公共的理性は誰もが持っている。しかしそれが働くのは状況に依存する。うまく働くように制度やルールを工夫する必要がある。現代では特にそう。

民主主義の危機は、公共的理性の衰弱ではない。その発動を妨げる制度上の障害にある。民主主義の制度を時代にあったようにうまくアップグレードする必要がある。

2 皆で決めるは衆愚にあらず：実は賢いやり方，陪審定理再考。

- 陪審定理（Boland 1989, Condorcet 1785, Fey 2003）とは：

裁判で被告が有罪が無罪かを決める。判決は陪審員の多数決投票で決める。各陪審員が正しい判決を出す確率は50%より高いとする。このとき、陪審員の数が増えるにつれて多数決で正しい判決が出る確率は上がっていき、その確率は1に近づく。

- 直観的説明：例えば確率が60%としよう。これは陪審員全体のうち6割が正しい判決を出すということと確率論的には同じ。

陪審員が10人：6人が正しい判決を出す必要あり、これは常にとは限らず。

陪審員が 100 人：大抵 60 人前後が正しい判決を出すだろう。5 割を切るということは確率的に稀。

...

陪審員が 1 万人：間違いなく、6 千人前後が正しい判決を出す筈。だから、ほぼ 100 % の確率で多数決は正しい判決を出す。

- 陪審定理 ≡ 代数の弱法則

- 但し多数決がうまくいく（陪審定理が成り立つ）には条件があり：

1. 他人の意見に流されず、自分で判断する（事象の独立性）。

現実にはそうではない。極論が通るのはここに理由あり。極端なこと・威勢のいいことを言って人々を自分の方に引っ張る戦術（トランプ 2.0, ジョンソンの EU 離脱, 維新など, ポピュリズム政治の手法）

2. 多数決の結果で利益不利益を受けない。

被告の家族が陪審員になることはない。

所得の直接再分配などを多数決にかけるのはこの意味で望ましくない。それよりも社会保障・医療・教育投資など間接的ながら所得の再分配に結び付く、利害の対立はより少ない案件をアジェンダにするべき。

3. 争点をはっきりしている。争点を正しく選ぶ。

「有罪か無罪か」のどちらかを争う。争点がぼやけてはいけない（有権者が判断できない）

大阪都構想: 都構想自体が目的ではない筈。それによって市民にどのような便益が生じ、費用負担が生じるかをはっきりさせたいので投票すべきであった。

- はっきりしていても争点自体が間違っているはいけない: 「郵政民営化は改革の本丸、自民党をぶっ壊す」

- 争点の明確化のためには熟議が重要

被験者を集めて、電力供給のあり方を討論。原子力, 化石燃料, 自然力などどれが望ましいか。

討論を重ねていくうちに、参加者は選択は安全性（環境重視）と経済性との間の選択であることを知るようになる。

安全性 ← …… → 経済性
自然力 化石 原子力

安全性は自然力 > 化石 > 原子力の順。経済性は逆の順序。

人によって安全性と経済性のどの程度重視するかには意見の相違が残る。しかし全員がこの争点で決めるべきという点に関しては合意する。

Meta agreement メタ合意 (List 2002, List, Goodin 2001, List, Luskin, Fishkin, McLean 2013) .

- 因みに、軸上では全員の選好は単峰的 (single-peaked) となり、選択肢が三つ以上あっても多数決投票は合理的な決定ができる。投票のパラドックス (Black 1948 , 1958) は起きない・アロウの不可能性定理 (Arrow 1951/1963) を免れうる。Arrow KJ (1951/1963)
- 結論:民主主義は衆愚の政治ではない。一人一人は平凡な市民であっても、集まれば専門家や賢者と同等の判断力を持ちうる。ただし以上のような条件を整える必要あり。

3 マーケットデザイン：市場の知恵を借用する

- ポストンでの公立小学校の選抜問題:Abulkadiruğlu, Somez (1999,2005), Abdulkadiroğlu, Parag, Roth, Somez (2005)
保護者が希望する小学校に子供が入学できないと不満。戦略的行動が横行して親も学校も疲弊。
受け入れ留保方式を採用:戦略的行動がなくなり、効率的な割り当てが可能となった。
- 公共財の供給メカニズムの採用 (坂井 2013) :
近隣住民に対して、近く公園の整備にどのくらい支払ってよいか、その支払額 (納める税金の中での) を申告する。各自の申告額に基づいて公園整備の費用と各自の負担額を決める。
申告額がそのまま自分の負担額になれば、各自は嘘の申告をする。「自分は1万円払ってよい(そのくらい価値がある)と考えているが自分が払わなくても誰かがその分払ってくれるだろう。だから3千円にしとこう。」皆このような戦略的行動(フリーライダー)をとるため、十分な費用が集まらない(パレート最適な資源配分が実現できない)。
- しかし決め方をうまくデザインすれば、戦略的行動がなくなり、パレート最適な資源配分が実現できる。クラークメカニズム (Clarke 1971) など。
- 論文が発表された当時には、これらメカニズムは計算が複雑すぎる等の理由で実現不可能とされたが、今日ではIT技術の発達により可能となっている。
- 市政レベルならば、マーケットデザインによる直接民主主義も可能。

「綺麗な吹田の街づくりをします」、市議員の抽象的な市政演説を聞いて投票するよりも、クラークメカニズムに基づいて、早朝ウォーキングで使っている千里南公園の整備とふるさと納税で増毛町（北海道）のズワイガニのどちらがいいかを定める方が私的にはいい。

- 市議員の仕事は無くなるのか: そうではない。仕事の内容が変わるだけ。専門家と相談しながら市民を説得しながらメカニズムの導入を実行するなど。その他、市民が何を欲しているのか、情報を集める。大量かつ正確なデータが手に入る今の時代にはこれを活用しない手はない。支持者の声だけを聞くだけではだめだろう。

4 制度化に失敗している事例

- 「ホロコーストはなかった」(Singer,P <https://www.project-syndicate.org/commentary/free-speech-muhammad-and-the-holocaust-2006-03>)

オーストリアではこの意見を公言すると刑事罰に問われる。しかしこれは逆効果と批判されている(シンガー)。

誰かが公言して刑務所に送られる。

「なんで。じゃあホロコーストがあったって、証明しなさいよ」

役人「うるさい。そんなこと知らん。これは駄目と法律で決まっているの!」

これを聞いた一般市民の中では

「フーン...説明できないんだ。で、公権力で弾圧しているのね。やっぱりなかったんじゃないの?」

こういう声が大きくなるのは危険である。他の例:地球は平たい、進化論は間違い、など。

シンガーの意見:権力で抑え込むのではなく、討論・議論を通して、このような意見が多数派になることを防ぐべき。

...公共の領域に入るにあたって道徳的・宗教的信条を忘れることを民主的国民に求めるのは、寛容と相互の尊重を確保するための一法に見えるかもしれない。だが、現実にはその逆が真実になることがある。達成不能な中立性を装いつつ重要な公的問題を決めるのは、反動と反感をわざわざ作り出すようなものだ。本質的な道徳問題に関与しない政治をすれば、市民生活は貧弱になってしまう。偏狭で不寛容な道徳主義を招くことにもなる。リベラル派が恐れて立ち入らないところに、原理主義者がずかずかと入り込んでくるからだ (Sandel 2009, 邦訳 p381.)

- 汚職・収賄

汚職・収賄は悪であるとは言っても、それは民主主義的決定手続きの欠陥が原因であるとも考えられる。

ダム建設: ダムが絶対に必要とする人々(山間部での農業従事者など)とあったらいい程度の人々もいる。しかし建設を投票で決めるとするとどの人も一票しか持たない。多数決ルールは各自の選好の強度を配慮しないという弱点を持つ。そのために汚職・収賄が起こる。

汚職・収賄の道義性を考えるのはもちろん重要だが、その決定の仕方(制度)に合理性があるかどうかを同時に考えないといけない。

参考文献

- [1] Abulkadiruğlu A, Somez T (1999) House allocation with existing tenants. *Journal of Economic Theory* 88: 233-60
- [2] Abulkadiruğlu A, Somez T (2003) School choice: A mechanism design approach. *American Economic Review* 93: 729-747
- [3] Abdulkadiroğlu A, Parag AP, Roth AE, Somez T (2005) The Boston Public School Match. *The American Economic Review* 95: 368-371
- [4] Arendt H (1958/1998) *The human condition*. University of Chicago Press 志水速雄訳 (1994) *人間の条件* ちくま学芸文庫
- [5] Aristotle (1925) *Nicomachen ethics*. Oxford University Press Arrow KJ (1951/1963) *Social choice and individual values*. New York: John Wiley.
- [6] Arrow KJ (1951/1963) *Social choice and individual values*. New York: John Wiley. 長名寛明訳 (1977) *社会的選択と個人的評価* 日本経済新聞社
- [7] Black D (1948) On the rationale of group decision making. *Journal of Political Economy* 59:23-34.
- [8] Black D (1958) *The theory of committees and elections*. Cambridge University Press
- [9] Boland PJ (1989) Majority systems and the Condorcet jury theorem. *The Statistician* 38:181-189
- [10] Clarke EH (1971) Multipart pricing of public goods. *Public Choice* 11:17-33

- [11] Condorcet M. de (1785) Essai sur l'application de l'analyse 瀝 a probabilit • des d 尙 isions rendues 瀝 a pluralit • des voix.
- [12] Fey M (2003) A note on the Condorcet jury theorem with supermajority rules. *Social Choice and Welfare* 20:27-32
- [13] List C (2002) Two concepts of agreement. *The Good Society* 11: 72-79.
- [14] List C, Goodin RE (2001) Epistemic democracy: Generalizing the Condorcet jury theorem. *The Journal of Political Philosophy* 9: 277-306
- [15] List C, Luskin LC, Fishkin JS, McLean I (2013) Deliberation, single-peakedness, and the possibility of meaningful democracy: Evidence from deliberative polls. *Journal of Politics* 75:80-95
- [16] Nagahisa R The design of democracy from a market point of view Chapter 6 in *Realism for Social Sciences: A Translational Approach to Methodology*: 113-131 Edited by Ken Urai, Masaaki Katsuragi, Yoshiyuki Takeuchi Springer Nature 2023
- [17] Nitzan S (2010) *Collective preferences and choice*. Cambridge University Press
- [18] Rawls, J. (2005) *Political Liberalism, Expanded Edition*, Columbia University Press. 神島裕子・福間聡訳 (2022) *政治的リベラリズム 増補版筑摩書房*
- [19] Sandel MJ (2009) *Justice: what's the right thing to do ?* Farrar, Straus and Giroux 鬼塚忍訳 (2011) *これからの「正義」の話をしよう：今を生き延びるための哲学* 早川書房
- [20] 坂井豊貴 (2013) *マーケットデザイン：最先端の実用的な経済学* ちくま新書

(以上)